

## 若桜町森林づくり条例について

－森林の適切な管理と利活用の推進に向けて－

本町は、総面積 19,918ha の約 95% (18,872ha) が森林であり、スギを主体とした人工林は、民有林面積の約 6 割を占めています。

植林の歴史は少なくとも 300 年前にさかのぼり、林業は古くから本町の最も重要な基幹産業として、町民の暮らしを支えてきました。

先人達が育てた優良で豊富な森林資源や、林業と密接な関わりの中で育まれてきた緑豊かな景観は、町の象徴であり、「若桜町の歴史は林業の歴史」とも言えます。

しかし、森林・林業を取り巻く現状においては、木材価格の低迷や林業の採算性の悪化、所有者不在や高齢化、山林に対する関心の低下等により、人工林の年齢構成の偏りや間伐などの手入れが行き届いていない等、森林が適切に管理されていない状況となっています。

このことは、将来的に人工林として維持することが経済的に困難になるのみならず、森林の公益的機能の低下により、近年、頻発する集中豪雨による土砂災害や風倒木被害が心配され、住民の暮らしの安全安心を確保する上でも重要な課題となっています。

このような状況の中、平成 31 年度から、国は、市町村を介して、森林所有者の経営管理権を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化し、経済ベースにのらない森林等については森林環境譲与税も活用し、市町村が公的な管理を行う「新たな森林管理システム」を構築することとしています。

国は、この制度の構築に当たり、新たに「森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）」を制定し、森林所有者が森林の経営管理を行うことを義務づけました。

森林を適切に管理し、森林資源を有効に活用するためには、「植える」、「育てる」、「使う」、「植える」という森林資源の循環利用の促進や、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる必要があります。

これには、町、森林組合、事業者、森林所有者及び町民一人一人が、先人達の育てた優良で豊富な森林資源について理解を深め、それぞれの責務、役割により、森林づくりに主体的に参画し、連携を深めていくことが重要です。

このため、本町においては、森林所有者、町民、森林組合、林業事業者、町等の責務と役割を明らかにするとともに、森林の適切な管理と利活用の推進を目的として、本町の森林づくりに関する施策の基本理念を定めた「若桜町森林づくり条例」を新たに制定することとしました。

本条例の理念に基づき、森林所有者、町民、森林組合、林業事業者、県、近隣市町等と連携を図り、森林資源の循環利用の促進を図るため、森林・林業施策の充実や、計画的、効果的に事業を推進していきます。

そして、本町林業の成長産業化による所得の向上や雇用の創出、地域の活性化等を目指し、私たちの町が「若桜材産地」であることに町民皆が自信と誇りを持ち、先人達が育てた優良で豊富な森林資源を次世代へ引き継いでいくように努めてまいります。

平成 31 年 3 月

若桜町長 矢部 康樹